

## 高校生世代入院医療費助成の流れ

※加入されている健康保険組合等であらかじめ「限度額適用認定証」を取得していただくことをお勧めします。

◆医療機関での会計時に「限度額適用認定証」を提示されると、支払いが自己負担上限額までになります。

### 1 医療機関等での手続き

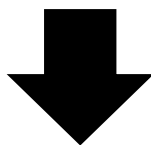
医療機関窓口で（「限度額適用認定証」をお持ちの方はご提示のうえ）入院医療費の自己負担額をお支払いいただき、領収書をもらってください。



### 2 健康保険組合等での手続き

加入されている健康保険組合等に、高額療養費及び付加給付の支給対象となるかについて確認してください。

対象となる場合は、健康保険組合等で高額療養費等支給の手続きをしてください。  
（2枚目注意事項「ア」参照）



### 3 市役所での手続き

健康保険組合等から高額療養費等の支給決定通知書が発行された方、又は確認により高額療養費の支給対象とならなかった方は、市役所国保年金課医療係窓口で子ども医療費助成申請をしてください。指定の口座に振込みます。

<申請時に必要なもの>

- ①医療機関の領収書（写しも可）
  - ②入院期間中の健康保険証（写しも可）
  - ③振込先の分かるもの
  - ④健康保険組合等からの高額療養費等の支給決定通知書（該当する方のみ）
  - ⑤限度額適用認定証（お持ちの方のみ）
- ※補装具の場合は、上記に加え医師の意見書が必要です。

<注意事項>

ア 高額療養費等について

同じ月に自己負担額が一定額を超えた場合は、健康保険組合等から被保険者に高額療養費等の支給があります。

子ども医療費助成は自己負担額から高額療養費等の支給額を差し引いた額を助成します。

健康保険組合等に高額療養費等の対象となるかについて必ず確認してください。（確認をされていない場合は、助成申請の受付をお断りする場合があります。）

イ 子ども医療費助成申請の有効期限は領収書の発行日から5年間です。

ウ 他の医療費助成（障害、母子・父子、精神全疾病）の受給資格者の方または生活保護の方は、そちらの助成が優先されますので、子ども医療費助成の対象外となります。

エ 学校活動時のケガによる入院については、学校で加入されている補償制度が優先されますので、事前に学校に確認してください。

（問い合わせ先 安城市役所国保年金課医療係 電話0566-71-2232）